

第 43 条第 2 項第 2 号許可チェックリスト

基準 5 敷地が、避難、通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する道であって、道路に通ずるもの（通路等の幅員 1.8 メートル以上）に 2 メートル以上接する場合

基 準	適 否
敷地が、幅員 1.8 メートル以上の通路等に 2 メートル以上接すること	
通路等は当該許可基準の施行以前から通行の用に供し、当該通路等にのみ接続する敷地に建築物が存在するものであること	
建築物の敷地と通路等との境界線は、当該通路等の中心線から水平距離で 2 メートル後退した線とし、後退部分には、建築物及び擁壁囲障等の工作物を設置しないこと	
通路等を建築基準法の道路とみなしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること	
新築の場合は以下の用途及び規模であること （用途）一戸建て住宅、法別表第二(イ)項第二号に掲げる用途、個人が利用する自動車車庫、農林漁業用倉庫又は特殊な用途の公共施設等 （規模）地階を除く階数が二以下（法第六条第一項一号に掲げるものを除く。）	
当該許可基準の施行以前から存在する建築物の建替、増築、改築及び移転である場合は、用途、規模については、既存と同程度とすること	
敷地から直近にある建築基準法上の道路に接続する部分までの通路などの将来の幅員が四メートル以上となることを見込まれること。拡幅同意が得られない場合、建築物の構造が以下のいずれかに適合すること（防火地域内にあつては（1）、準防火地域内にあつては（1）又は（2）に適合すること） （1）耐火建築物等（法第 53 条第 3 項第 1 号イに規定する建築物） （2）準耐火建築物等（法第 53 条第 3 項第 1 号ロに規定する建築物） （3）外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の防火設備を設置したもの （4）その他（3）と同等以上の延焼防止性能が認められるもの	
当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること	
通路等の通行上の使用について、協議が終わっていること	

【提出書類】

許可申請書（建築基準法施行規則第 10 条の 4）	
付近見取図（用途地域図、住宅地図）	
配置図	
各階平面図	

2面以上の立面図	
2面以上の断面図	
求積表（敷地面積、建築面積、各階床面積）	
許可申請をする理由書	
当該敷地の所有を証明する書類（公図、土地登記簿謄本等）	
土地所有者等関係権利者の同意書（印鑑証明付き）	
基準5	
道路までの通路拡幅協議書（許可対象通路にのみ接している敷地は除く） ※拡幅の必要性について説明したが同意が得られなかった場合は、その旨を理由書に記載の上、構造が要件を満たすこと判断できる書面又は図書	
新築の場合は、当該通路等にのみ接続する敷地に建築物が存在することが判断できる書面又は図書	
既存建築物の建替等である場合は、そのことが判断でき、かつ用途規模が申請建物同程度であることが判断できる書面又は図書	
申請敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が確認できる図面	
申請敷地及び周辺の現況写真	
その他必要と認める図面及び書面	